

千葉県告示第1086号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第51条の19第1項、第51条の20第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、次の事業者を指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として指定したので、法第51条の30第1項第1号、第51条の30第2項第1号及び児童福祉法第24条の37第1号の規定により告示します。

令和7年12月17日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定の種類
ひなぎく相談支援事業所 千葉県千葉市花見川区長作台1-10-12-101	有限会社介護予防生活サポート 千葉県千葉市花見川区幕張町1-5026-2 取締役 坪内 隆明	令和7年12月1日	1230100586	一般相談支援（地域移行支援）
相談支援センター かがやき 千葉県千葉市花見川区幕張本郷4丁目7-17 MHビル302号	株式会社かがやき 千葉県柏市花野井736番地8 代表取締役 佐藤 輝	令和7年12月1日	1230101287	特定相談支援、一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援）
			1270100876	障害児相談支援